

派遣法改悪に負けない 年度末・派遣切り防止 ホットライン開催します。



3月5日（土）午前10時～午後6時

電話

06-6364-9026

（この日だけの特設番号です）



2015年に派遣法は変わりましたが、政府答弁は、派遣社員を安定化し、正社員化をはかる法律というものです。また2012年に創設された「直接雇用申込みみなし制度」が昨年10月1日から施行されています。年度末に不安を抱えている派遣労働者、法律をつかって安定を勝ち取るために相談を寄せて下さい。

相変わらず脱法的に横行する日雇い派遣では有給休暇も取らせてもらえず、雇用保険も未加入であるなど、原則禁止される以前より劣悪な労働条件が広がっています。

派遣法改悪に不安なあなたのため、上記の日程でホットラインを開催することにいたしました。

民主法律協会・大阪労働者弁護団・連合大阪法曹団の共催で、労働問題に詳しい弁護士がご相談にお答えいたします。

多くのみなさまからのご相談をお待ちしています。